

静岡県・浜松市共催 ベトナムビジネス支援ネットワークセミナー 「最近のベトナムにおける税制改革」

2018年11月28日
浜松市海外ビジネスサポートデスク
讃岐 修治

sh.sanuki@faircongrp.com

1. VAT還付
2. 電子インボイス (E-Invoice)
3. ベトナム税制改正案
4. 移転価格調査の執行状況

VAT（付加価値税）還付要件

① 新設法人・開業準備法人

新設法人・開業準備法人は、次のいずれかの場合

- ✓ 開業から生産開始までの準備期間が1 年超の場合、年度ごとに仕入VAT の累計額を還付申請できる。
- ✓ 控除可能な仕入VAT の累計が3 億VND 以上の場合

② 輸出法人

- ✓ 原則として将来の売上VAT から控除するが、1 カ月間(月次申告の場合)、四半期(四半期毎の申告の場合)に控除可能な仕入VATの額が 3億 VND以上、かつ還付可能なVAT額は輸出売上高の10%になる。

③ 企業の形態・所有者の変更、合併、分別、解散、倒産

- ✓ 過払いのVAT がある、又は仕入VAT > 売上VAT の場合

④ 外国人、外国で居住しているベトナム人

- ✓ 外国の管轄機関により発行されたパスポートまたは入国書類を持つ外国人、または外国で居住しているベトナム人が、ベトナムで購入し、持参している商品にかかるVAT の還付（出国時）

⑤ ODA を利用しているプロジェクト

- ✓ ベトナムで購入し、プロジェクトに使用されている商品、サービスにかかるVAT の還付

VAT還付の変更過程について

VAT還付の変更過程

VAT還付の例：（前提：A社＝NON－EPE企業＝VN国内）（還付可能：○ 還付不可：×）
下記1の場合、A社はNON－EPE企業（VN国内）から仕入れEPE（VN国外）へ販売する。

	仕入れ先	販売先	活動内容	VAT還付の可否				
				2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1	NON-EPE	EPE	輸出活動である	○	○	○	○	○
2	NON-EPE	NON-EPE	輸出活動ではない	○	○	×	×	×(*)
3	EPE	EPE	再輸出活動である	○	○	×	×	○
4	EPE	NON-EPE	輸出活動ではない	○	○	×	×	×(*)

(*)次期の売上VATとの控除を行うことは可能だが、費用として計上できない。

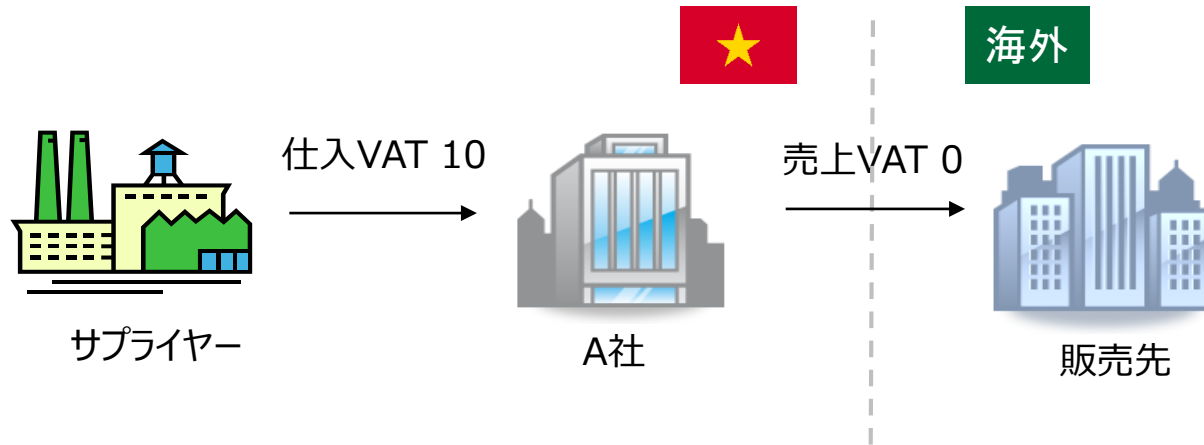
2016年7月1日以降分、還付不可に

2018年2月1日以降分、還付可能に

VAT還付について（2018年現在）

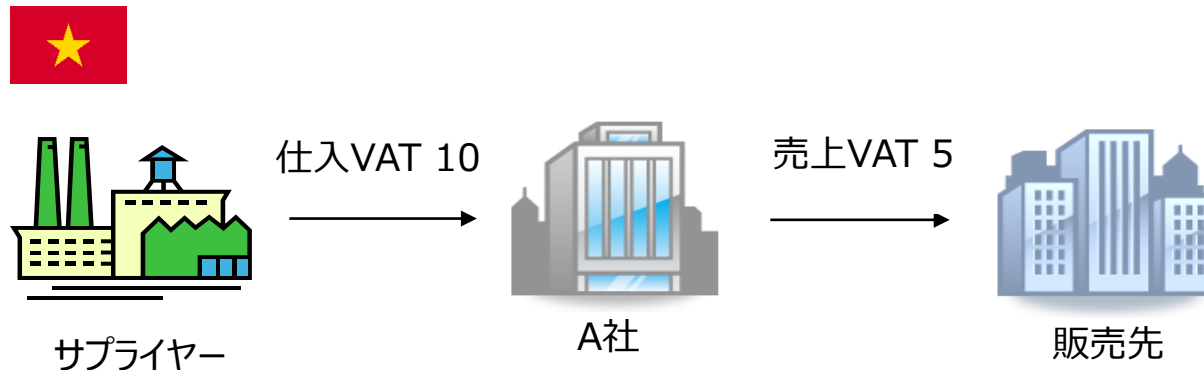
■ VAT還付の例：（前提：A社＝NON－EPE企業）

パターン①（Non-EPEから仕入れ、海外/EPEに販売）



売上VAT 0 - 仕入VAT10
= -10
よって、**VAT10の還付が可能**

パターン②（Non-EPEから仕入れ、Non-EPEに販売）

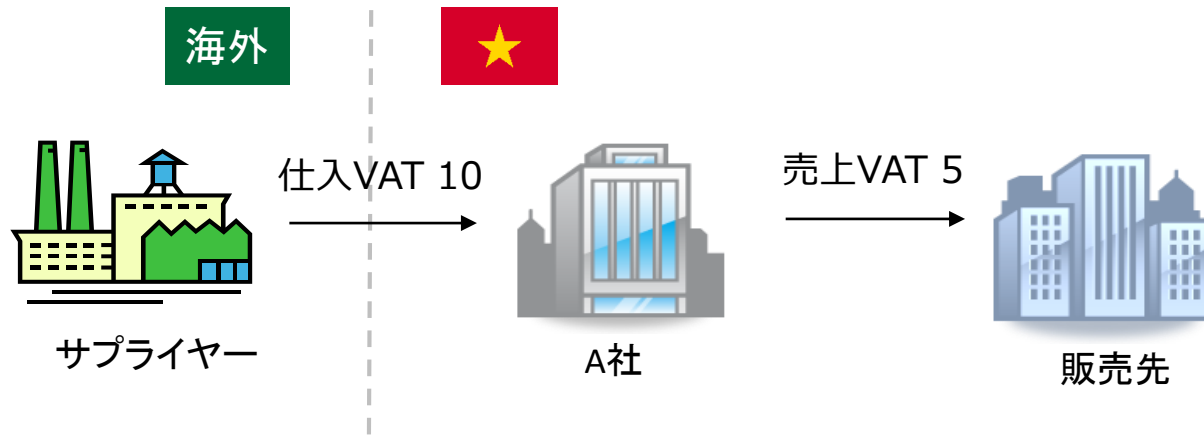


還付対象ではない。
将来の売上VATと相殺。

VAT還付について（2018年現在）

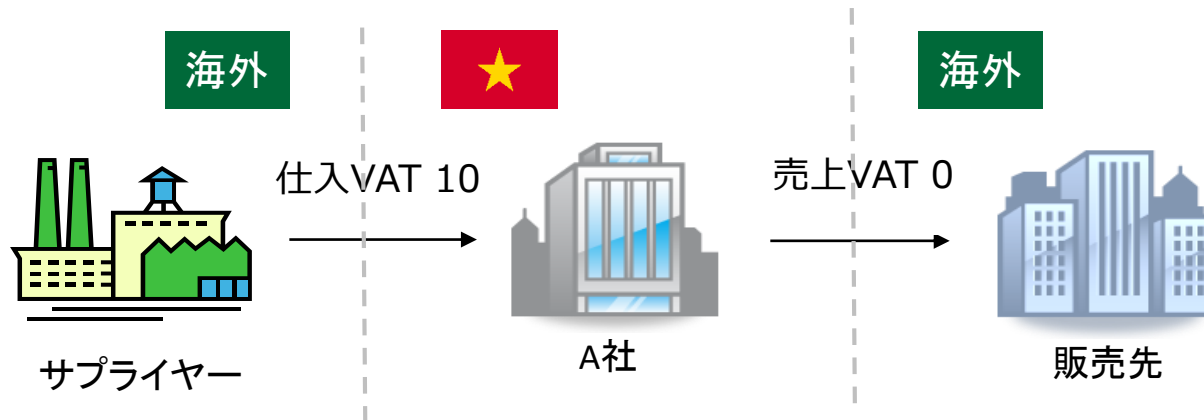
■ VAT還付の例：（前提：A社＝NON－EPE企業）

パターン③（海外/EPEから仕入れ、Non-EPEに販売）



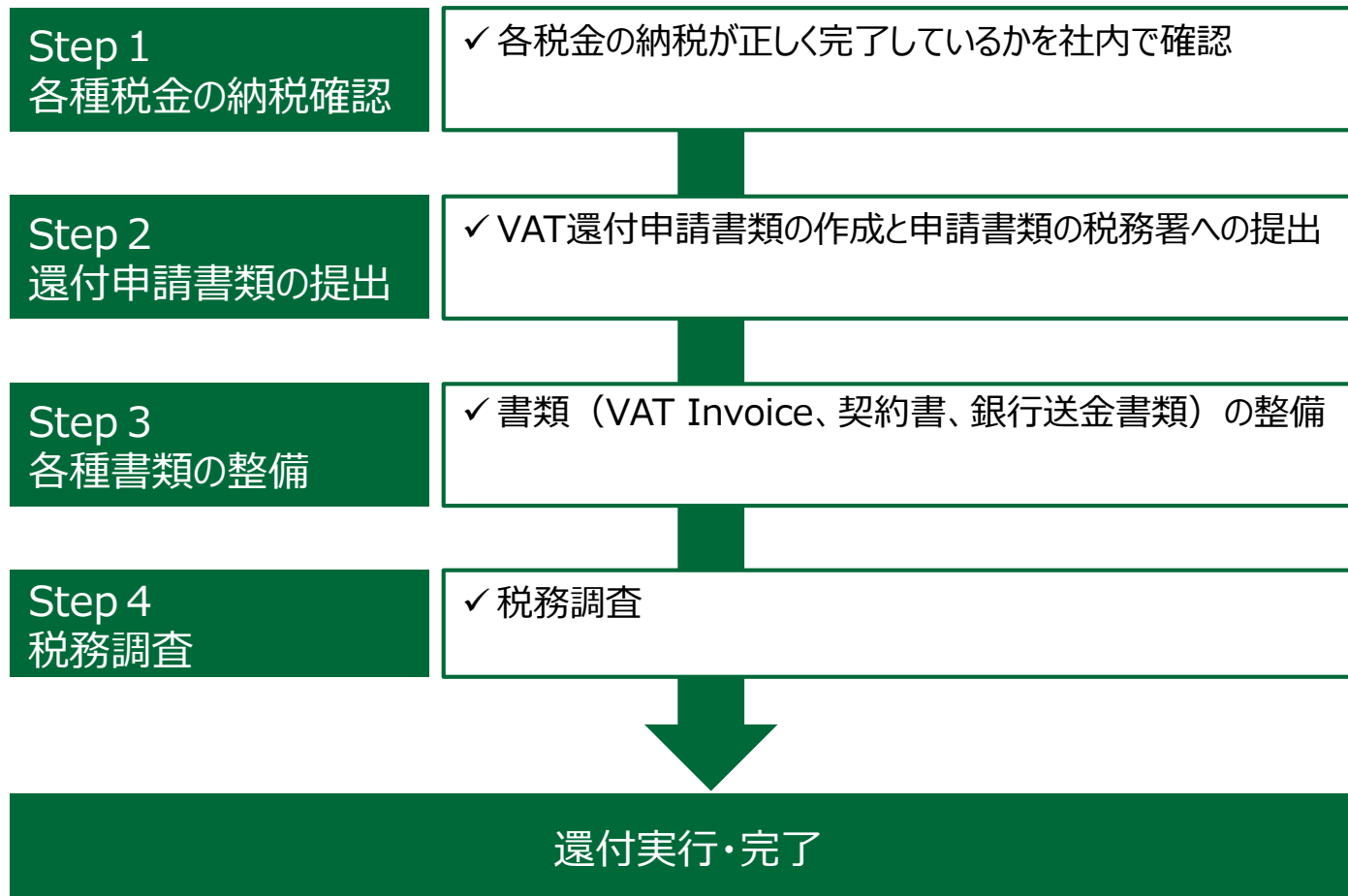
還付対象ではない。
将来の売上VATと相殺。

パターン④（海外/EPEから仕入れ、海外/EPEに販売）

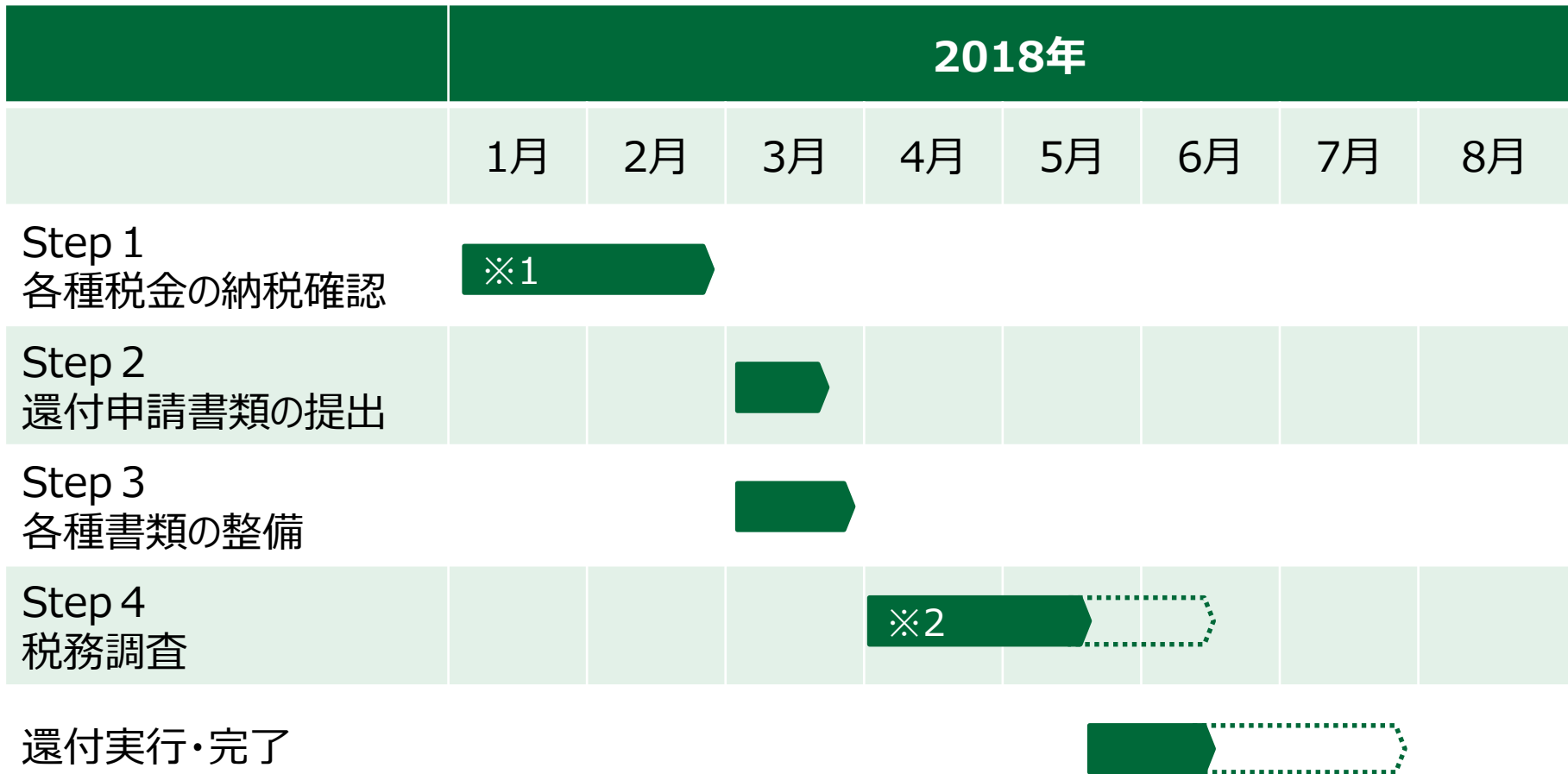


売上VAT 0 - 仕入VAT10
= -10
よって、**VAT10の還付が可能**

VAT還付の流れ



VAT還付のスケジュール



※ 1 現状での納税リスクがいかに把握出来ているかによります。

※ 2 通常は1週間くらいですが担当者によっては事前準備を求められるケース等もございます。

電子インボイス (E-invoice) 概要

Option ①

税務総局発行番号有

登録

納税者は税務総局 (General Department of Taxation = GDT)のポータルで当局発行の番号付きの電子インボイスを使用することを登録。登録の可否については税務当局から1日以内に通知がある。

納税者のタイプ

- ①リスクが高いとされる企業
- ②10人以上の従業員を雇用し、会計帳簿があり、前年度の売上高が下記の金額以上の場合
 - 1) 製造業 : 3Bil VND
 - 2) 販売業及びサービス業 : 10BilVND

Option ②

税務総局発行番号無

納税者は税務総局 (General Department of Taxation = GDT)のポータルで当局発行の番号付きの電子インボイスを使用することを登録。登録の可否については税務当局から1日以内に通知があるが無い場合、Option①となる。

- ①電力、石油、郵便通信業、輸送、金融業等
- ②税務総局が設定するITのインフラを満たしている企業

ベトナム財政省から更なる詳細の通達が発行される予定です。

プロバイダー

- ①税務総局 (GDT)
- ②税務総局がサービスの実施を許可した企業

- ①税務総局がサービスの実施を許可した企業

移行期間の取扱い

2018年11月1日

2020年10月31日



2018年11月1日現在で手書きのVAT Invoiceが残っている場合は、当該VAT Invoiceはなくなるまで使用可能。

新規で設立された企業は電子インボイスの使用

全ての納税者

ベトナム税制改正予定点

1. 法人所得税

1) 税率

年間売上高が30億VND未満の零細企業に対する税率を15%

労働者数が200人未満で年間売上高が30億～500億VND中小企業に対する税率を17%

2) 過小資本税制

3) 資本譲渡税

4) 銀行送金必要最低額 1,000万VND

2. 個人所得税

1) 業務委託の場合の源泉税率

現行制度上は200万ベトナムドンを超える場合に10%の源泉税が500万ベトナムドンを超える場合に。

2) 個人がベトナム有限会社の資本持分を譲渡した際は譲渡価額の1%の課税(従来は譲渡益の20%の課税)、また、株式会社の譲渡については現行の制度の通り譲渡価額の0.1%の課税

3) 居住者のPITに係る課税テーブル 7段階構成の課税テーブルから5段階構成

3. 付加価値税

1) 税率

10%(標準税率)から12% (2019年1月1日より) 14% (2021年1月1日より)

同様にVAT5%が適用される物品については6%に引き上げ、また、現状VAT5%が適用されているもののうち、一部はVAT12%の税率の適用を検討しています。

過少資本税制

1. 総投資額－定款資本＝中長期借入金限度額

2. 過小資本税制の導入が検討

製造業	1 : 5
金融業	1 : 12
その他	1 : 4

例① 製造業、定款資本1億円、親会社からの借入5億円、利息2%の場合

5億円にかかる借入利息（1,000万円＝5億円×2%）については、過小資本税制の下では法人税法上の損金計上が可能。

例② 製造業、定款資本1億円、親会社からの借入7億円、利息2%の場合

新たに親会社からの借入れを2億円追加して、定款資本が1億円、借入が7億円になった場合、上記1：5の比率を超えている部分にかかる支払利息については過小資本税制上、損金算入が不可。

（7億円－5億円）×2%＝2,000万円が損金不算入になり、結果400万円（＝2,000万円×20%）多く法人所得税を払うことになる。

資本譲渡税

1. 資本譲渡・株式譲渡の課税のルール変更が検討

→外国法人がベトナム有限会社の資本持分を譲渡した際は譲渡価額の2%の課税、また、同様にベトナム株式会社の株式の譲渡については譲渡価額の2%、0.1%、1%のいずれかで課税(従来はいずれも譲渡益の 20%の課税)に変更される予定。

2. 租税条約適用実務

1) FCTと租税条約

→恒久的施設（＝PE、Permanent Establishment）の有無にかかわらず
ベトナム国内法では課税

2) 資本譲渡時の源泉地国課税

譲渡者が日本法人で、譲渡先も日本法人の場合

- 日本法人がベトナム子会社の有限会社の出資持分もしくは株式会社の株式をその他の日本法人へ譲渡する際のベトナムでの課税関係は以下の通りとなります。また、株式会社の株主の人数は、最低3名必要となります。

会社形態	譲渡対象	税率	変更予定
有限会社 (Co.,Ltd)	出資持分	譲渡益に係る20%	譲渡価額の2%
株式会社 (JSC)	株式持分	譲渡益に係る20%	譲渡価額の2%、0.1%、1 %

例：譲渡価額6,000万円、取得価額5,000万円、譲渡益1,000万円の場合

納税額： 200万円(1,000万円×20%)

→譲渡する日本法人は譲渡益に対して20%の法人所得税率で納税する必要があります。

申告・納税： 申告及び納税は日本法人の出資先のベトナム子会社にて実施します。

2019年以降納税額（有限会社の場合）：120万円（6,000万×2%）

- ただし、日越租税条約に基づき要件を満たせばベトナムでは源泉地国課税をされず免税となります。

移転価格文書化と税務調査の執行状況

年度	件数	Tax recovery amount ※②		Loss reduction※③	
		Billion VND	million JPY	Billion VND	billion JPY
2010-2015	130	34.00	165.85	2,962.00	14.45
2016	329	607.52	2,963.51	5,612.21	27.38
2017	364	1,306.00	6,370.73	6,022.00	29.38
2018 Jan-Apr	66	312.00	1,521.95	1,400.00	6.83

- ① 税務調査は法人所得税の確定申告の期限である3月31日以降に実施される
- ② 課税所得が既に発生して法人所得税を払っている企業からの実際の追徴額
- ③ 課税所得が未だ発生しておらず、法人所得税を払っていない企業で5年間繰越が認められている繰越欠損金の減少

グローバル拠点とプロフェッショナル

世界14カ国、22のグローバル拠点に直営の事務所を設け、日本人専門家を配置

